

児童手当 認定請求書										提出年月日		※受付確認年月日	
										令和 . .		令和 . .	
請 求 者	①（ふりがな） 氏名 （法人名等）	※自書しない場合は、記名押印してください。				②性別 男・女	③生年 月日	昭和 . . 平成 . .		④職業 ア. 被用者 イ. 公務員 ウ. 被用者等でない者	⑤配偶者 の有無	有・無	
	⑥住所 （法人の主たる事 務所の所在地）	〒 - 電話 （ ）				⑦1月1日 時点の 住所	(左欄と異なる場合に記入してください)				⑧個人 番号		
	⑨支払希望 金融機関	名称					口座番号			口座名義			
		☐ 公金受取口座を利用する ☐ 振込口座を指定する					銀行 金庫 信組	支店 普通 当座	フリガナ 名義人氏名				
配 偶 者 等	⑩（ふりがな） 氏名					⑪職業 ア. 被用者 イ. 公務員 （勤務先： ） ウ. 被用者等でない者	⑫住所 □ 請求者住所（⑥）と同じ ⑬1月1日 時点の 住所 （⑫と異なる場合に記入してください）	⑭個人 番号					
	児童手当の支給要件の該当性を審査するため、市区町村が必要な税情報の公簿等の 確認を行うことに同意します。												
⑮児童の兄姉 等 （18歳に達する 日以後の最初 の3月31日 を経過した後 22歳に達する 日以後の最初 の3月31日まで の間にある 者）	氏名	続柄	生年月日	同居・別居 の別	海外留学をしている 場合の出国年月	住所	監護の 有無	生計 関係	※算定対象の場合に○ 印				
			平成 . .	同・別	平成 年 月 令和	□ 請求者住所（⑥）と同じ	有・無	同一・ 維持					
			平成 . .	同・別	平成 年 月 令和	□ 請求者住所（⑥）と同じ	有・無	同一・ 維持					
⑯ 児 童	氏名	続柄	生年月日	同居・別居 の別	海外留学をしている 場合の出国年月	住所	監護の 有無	生計 関係	※児童との関係で、 該当する場合に○印	※3歳未満の場合に○印	※左記以外の 場合に○印	※第3子以降の 場合に○印	
			平成 . . 令和	同・別	平成 年 月 令和	□ 請求者住所（⑥）と同じ	有・無	同一・ 維持	・ 未成年後見人 ・ 父母指定者 ・ 同居父母				
			平成 . . 令和	同・別	平成 年 月 令和	□ 請求者住所（⑥）と同じ	有・無	同一・ 維持	・ 未成年後見人 ・ 父母指定者 ・ 同居父母				
			平成 . . 令和	同・別	平成 年 月 令和	□ 請求者住所（⑥）と同じ	有・無	同一・ 維持	・ 未成年後見人 ・ 父母指定者 ・ 同居父母				
			平成 . . 令和	同・別	平成 年 月 令和	□ 請求者住所（⑥）と同じ	有・無	同一・ 維持	・ 未成年後見人 ・ 父母指定者 ・ 同居父母				
			平成 . . 令和	同・別	平成 年 月 令和	□ 請求者住所（⑥）と同じ	有・無	同一・ 維持	・ 未成年後見人 ・ 父母指定者 ・ 同居父母				
⑰ 加入している年金等の 年金手帳、組合員証 又は加入者証の種類	ア. 厚生年金保険 イ. 私立学校教職員共済 ウ. 国家公務員共済 エ. 地方公務員等共済 オ. 国民年金 カ. その他（ ）				⑱ 譲 渡 所 得 の 有 無 有 ・ 無	認定・ 却下		認定・却下年月日 令和 . .	支給開始年月 令和 .	手当月額 3歳未満分 円 3歳以上分 円 計 円			
					⑲ 扶養親族等及び児童の数 人 うち老人控除対象配偶者及び老人扶養親族の合計数 人			控除後の所得額					
					⑲所得の状況 令和 年分所得額 円								
※ 審 査	令和 年 分 所得の合計額 円	雑 損 控 除 額		医 療 費 控 除 額 円		小 規 模 企 業 共 済 等 掛 金 控 除 額 円		障 害 者 ・ 控 除 額 人 障 害 人 ・ 特 障 人 円		寡 婦 ・ 寡 夫 ・ 勤 労 生 生 控 除 額 円		児 童 手 当 法 施 行 令 第 3 条 第 1 項 に よ る 控 除 80,000円	
	裏面の注意をよく読んでから記入してください。 ※印の欄は、記入しないでください。 本人確認 : 運転免許証・パスポート・個人番号カード・他（ ） 個人番号確認 : 個人番号カード・通知カード・住民票の写し 字は、楷書（かいしよ）ではっきり書いてください。 記入押印に代えて、署名することができます。 代理権確認 : 委任状・請求者保険証・通知・他（ ） 受付 :												

注意

- 1 ①の欄は、請求者が個人である場合は氏名を、法人である場合は法人名及び代表者氏名を記入してください。
- 2 ⑥の欄は、請求者が個人である場合は住民票上の住所を、法人である場合は主たる事務所の所在地を右欄に記入してください。
また、請求者が個人であり、本年（1月から5月までの月分については、前年をいいます。）1月1日に他の市町村（特別区を含みます。以下同様です。）に住所を有していた場合は、当該住所を左欄に記入してください。
- 3 ⑧の欄は、請求者が個人である場合のみ12桁の個人番号を記入してください。
- 4 ⑨、⑩、⑪、⑫、⑬、⑭の欄は、2人以上で児童を養育（監護し、かつ、生計を同じくするか又は生計を維持することをいいます。以下同様です。）している場合に記入してください。
「配偶者等」とは、児童を養育をする配偶者、未成年後見人等をいいます。なお、配偶者には、児童を懐胎した当時婚姻の届出をしていないが、請求者と事実上婚姻関係と同様の事情にあった者を含みます。
⑫の欄は、配偶者等が他の市町村に住所を有する場合に住民票上の住所を上欄に記入してください。また、配偶者等が本年（1月から5月までの月分については、前年をいいます。）1月1日に上欄と異なる市町村に住所を有していた場合は、当該住所を下欄に記入してください。
- 5 ⑮の欄は、⑯の欄に記載する児童の兄姉等のうち、18歳に達する日以後の最初の3月31日を経過した後22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある全ての子について、記入してください。
- 6 ⑮の「監護相当の有無」の欄は、監護に相当する日常生活上の世話及び必要な保護をしている場合には、有を○で囲んでください。
- 7 ⑮の「生計費の負担の有無」の欄は、⑮の欄に記載した子が受給者の収入により子の日常生活の全部又は一部を営んでおり、かつ、これを欠くと通常の生活水準を維持することができない場合には、有を○で囲んでください。例えば同居であって子の学費や家賃・食費等の生計費の一部を親が負っている場合、別居であって親が学費や生計費の一部を仕送りしている場合等が該当します。
- 8 18歳に達する日以後の最初の3月31日を経過した後22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子が海外に留学している場合は、⑮の「海外留学をしている場合の出国年月」の欄に、いつから留学しているか（出国した年月）を記入してください。
- 9 ⑯の欄は、請求者が養育をする18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある全ての子について、記入してください。
- 10 児童が海外に留学している場合は、⑯の「海外留学をしている場合の出国年月」の欄に、いつから留学しているか（出国した年月）を記入してください。
- 11 ⑯の「生計関係」の欄は、次によって記入してください。
ア 「同一」は、児童が請求者自身の子である場合や請求者が未成年後見人又は父母指定者である場合で、請求者がその子と生計を同じくしているときに○で囲んでください。
イ 「維持」は、児童が請求者自身の子でない場合で、請求者がその子の生計を維持しているときに○で囲んでください。
- 12 この請求書には、次の書類を添えて提出してください。なお、当該書類により証明すべき事実を公簿等（マイナンバー制度による情報連携を含みます。）によって市町村長（特別区の区長を含みます。）が確認することができるときは、当該書類は省略することができます。
ア 児童又は児童の兄姉等が他の市町村に住所を有する場合は、その児童の住民票の写し又は住民票記載事項証明書であって、その児童が世帯主である場合にはその旨、その児童が世帯主でない場合には世帯主との続柄が記載されたもの
イ 児童が海外に留学している場合は、当該児童が日本国内に住所を有しなくなった日の前日まで引き続き3年を超えて日本国内に住所を有し、教育を受けることを目的として外国に居住していることを明らかにすることができる書類
ウ 児童が請求者自身の子であり、請求者がその児童と別居している場合は、請求者のその児童に対する養育の状況を明らかにすることができる書類
エ 請求者が未成年後見人である場合は、当該事実を明らかにすることができる書類
オ 請求者が父母指定者である場合は、当該事実を明らかにすることができる書類
カ 児童が請求者自身の子でない場合は、父母とその児童との養育関係及び請求者とその児童との養育関係を明らかにすることができる書類（請求者が未成年後見人又は父母指定者である場合を除く。）
キ 生計を同じくしない配偶者等と別居し、児童と同居している場合は、当該事実を明らかにすることができる書類
ク 請求者に配偶者がある場合には、本年（1月から5月までの月分については、前年をいいます。）1月1日に他の市町村に住所を有していた場合は、請求者又は配偶者の前年（1月から5月までの月分については、前々年をいいます。）の所得の額についての市町村長の証明書
ケ ⑯の欄に3歳に満たない児童がいる請求者が被用者であるときは、当該事実を明らかにすることができる書類
コ ⑮の欄の「監護相当の有無」及び「生計費負担の有無」がいずれも「有」の場合は、「監護相当・生計費の負担についての確認書」
サ ⑮の欄の「監護相当の有無」及び「生計費負担の有無」がいずれも「有」の場合に、⑮の欄に記載した子が海外に留学している場合は、当該子が日本国内に住所を有しなくなった日の前日まで引き続き4年を超えて日本国内に住所を有し、教育を受けることを目的として外国に居住していることを明らかにすることができる書類

備考

1. 必要があるときは、所要の変更又は調整を加えることができる。
2. 受給資格者に周知することにより、注意事項を省略することができる。